



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課） 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 3

その他

- 行政書士試験の実施 4

告 示

沖縄県告示第359号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成29年 7 月 4 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
石垣島徳洲会病院	石垣市字大浜446番地1	医療法人沖縄徳洲会	平成29年 7 月 1 日	平成32年 6 月30日

沖縄県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成29年 7 月 4 日から同月18日まで一般の縦覧に供する。
平成29年 7 月 4 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 20号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	沖縄市高原二丁目302番2から 沖縄市高原二丁目244番5まで	17.4m ～ 32.9m	58.9m
新	沖縄市高原二丁目302番2から 沖縄市高原二丁目244番5まで	17.4m ～ 42.2m	58.9m

沖縄県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、平成29年7月4日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字徳佐田3番2から 西原町字徳佐田2番8まで	19.8m ～ 41.3m	57.0m
新	西原町字幸地562番2から 西原町字徳佐田2番4まで	23.9m ～ 42.5m	57.0m

沖縄県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成29年7月4日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満具志頭線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字照屋747番4から 糸満市字糸満1853番まで	20.0m ～ 38.1m	1,094.0m
新	糸満市字照屋747番4から 糸満市字糸満1853番まで	18.5m ～ 38.1m	1,094.0m

沖縄県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年7月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
田名(1)	伊平屋村字田名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田名(2)	伊平屋村字田名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我喜屋	伊平屋村字我喜屋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

島尻	伊平屋村字島尻の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田名359-A01-01	伊平屋村字田名の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
田名359-A01-02	伊平屋村字田名の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
前泊359-A02-02	伊平屋村字前泊の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
我喜屋359-B02-01	伊平屋村字我喜屋の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
島尻359-B02-03	伊平屋村字島尻の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊平屋村役場において縦覧に供する。)

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した
ので、検査済証を交付した。

平成29年7月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月16日 沖縄県指令土第1111号、平成29年6月14日 沖縄県指令土第468号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町字嘉手納376番ほか97筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 平成29年6月19日 第4382号
- 6 工事完了年月日 平成29年6月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した
ので、検査済証を交付した。

平成29年7月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月16日 沖縄県指令土第1111号、平成29年6月14日 沖縄県指令土第468号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町字嘉手納376番ほか97筆（2工区）
- 3 公共施設 防火水槽
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 平成29年6月19日 第4383号
- 6 工事完了年月日 平成29年6月15日

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

平成29年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成29年11月12日（日曜日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 沖縄大学 那覇市宇国場555番地
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験願書及び試験案内の配布及び請求

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 平成29年8月7日（月曜日）から同年9月8日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁7階)	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 (北部合同庁舎)	0980-52-2170	
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 (中部合同庁舎)	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎)	0980-72-2551	
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎)	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号 (沖縄県行政書士会館)	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求

ア 受付期間 平成29年7月4日（火曜日）から同年9月1日（金曜日）まで

イ 配布期間 平成29年8月7日（月曜日）から同年9月1日（金曜日）まで

ウ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒（角形2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成29年8月7日（月曜日）から同年9月8日（金曜日）まで。同日までの消印があるものに限り、受け付ける。

イ 申込み方法 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 提出書類

(7) 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(4) 6の特例措置の実施を希望する場合は、行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

(7) 受付期間は、平成29年8月7日（月曜日）午前9時から同年9月5日（火曜日）午後5時までとする。

(4) インターネットによる受験申込みは、平成29年9月5日午後5時で終了するため、同時刻までに入力を完了していない場合は、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなることにご注意すること。

(7) 受付最終日は非常に混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って早めに申し込むこと。

(5) 受付期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能である。

(8) 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むものとする。

(4) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとする。

(7) 利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はスリーエフとする。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、7,000円とする。受験手数料の払込み方法については、試験案内に記載された方法によること。

イ 受験手数料の払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

ウ 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しない。

(4) 問合せ先 一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03-3263-7700）

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害がある者で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要な措置を希望するものには、障害等の状況により希望される措置を行うことがある。

(2) 申出の時期や障害の内容等によっては、希望に沿えない場合もある。

(3) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込みを行う前に、必ず5(4)の問合せ先に相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成30年1月31日（水曜日）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示した後、受験者には合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	--